

諸外国における税制全体のグリーン化の状況等

— 目次 —

1. 環境関連税制の概況等	2
2. エネルギー課税関連	6
3. 車体課税関連	10
4. その他環境関連税制関連	15

1. 環境関連税制の概況等

諸外国と我が国における環境関連税制の比較 ①

分野	諸外国の状況		我が国における状況	(参考)ハーマン・デイリー持続可能性原則との関係		
	課税措置の例	(主な)実施国		再生可能資源	再生不能資源	環境容量
低炭素社会	地球温暖化対策	エネルギー課税(炭素税)	フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、オランダ、イギリス、ドイツ	○(地球温暖化対策のための税 等)	○	○
		車体課税(取得・保有・利用税)	デンマーク、オランダ、フィンランド、イギリス、フランス、ドイツ	○(車体課税のグリーン化等)		○
		フロン税(オゾン層破壊物質や含有製品の使用・販売行為等への課税)	米国、オーストラリア、デンマーク、ノルウェー	—		○
循環型社会	廃棄物・リサイクル対策	廃棄物税(廃棄物全般の処理行為、個別物品(注3)への課税)	ノルウェー、米国(ニュージャージー州等)、ベルギー(フランダース地方等)、カナダ(本国及びブリティッシュコロンビア州等)、デンマーク、オランダ、イタリア、英国、フィンランド、フランス、スウェーデン、スペイン(マドリッド州等)	○(産業廃棄物税 等)		○
		食料容器税(ペットボトル等への課税)	フィンランド、ノルウェー、カナダ(オンタリオ州等)、オーストリア、ベルギー、米国(連邦)	—		○
		包装物税(プラスチック包装物、アルミニウム包装物等への課税)	イタリア、デンマーク、アイルランド、オランダ	—		○
	鉱物資源の保全	鉱物資源税(鉄鉱石等の採掘行為、生産量や生産利益等に応じて課税)	イスラエル、チリ、カナダ(ブリティッシュ・コロンビア州等)、英国、中国、ベトナム、オーストラリア、米国(アラバマ州)	—		○
		水資源の保全	上水税(上水の取水行為への課税)	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア州)、フィンランド、イタリア、オランダ、韓国、オーストリア、フランス、ドイツ(連邦及びバーデン・ヴュルテンベルク州等)、ギリシャ	△(河川、ダム貯水池の水使用に対する課徴金 等)	○
	地下水税(地下水の取水行為への課税)		ベルギー(ワロン地域等)、オランダ	—		○
	漁業資源の保全	入漁税(漁業権の取得行為、漁業行為や漁業利益等に応じて課税)	フィンランド、米国(アラスカ州等)	○(遊漁税(富士河口湖町) 等)	○	

(注1) OECD/EEAデータベース(<http://www2.oecd.org/eoicst/queries/index.htm>)、総務省「法定外税の概要(平成23年4月1日現在)」(http://www.soumu.go.jp/main_content/000128659.pdf)、諏訪園健司(編著)(2011)「図説 日本の税制」財経詳報社 等よりみずほ情報総研が作成。(次頁も同じ)

(注2) 実施国は制度導入年が分かるものについては古いものから順に記載。(次頁も同じ)

(注3) ハーマン・デイリー持続可能性原則とは、以下をいう。(次頁も同じ)

①再生可能資源 : 土壌、水、森林、魚など「再生可能な資源」の持続可能な利用速度は、再生速度を超えるものであってはならない。

②再生不能資源 : 化石燃料、良質鉱石、化石水など「再生不可能な資源」の持続可能な利用速度は、再生可能な資源を持続可能なペースで利用することで代用できる程度を越えてはならない。

③環境容量 : 「汚染物質」の持続可能な排出速度は、環境がそうした物質を循環し、吸収し、無害化できる速度を超えるものであってはならない。

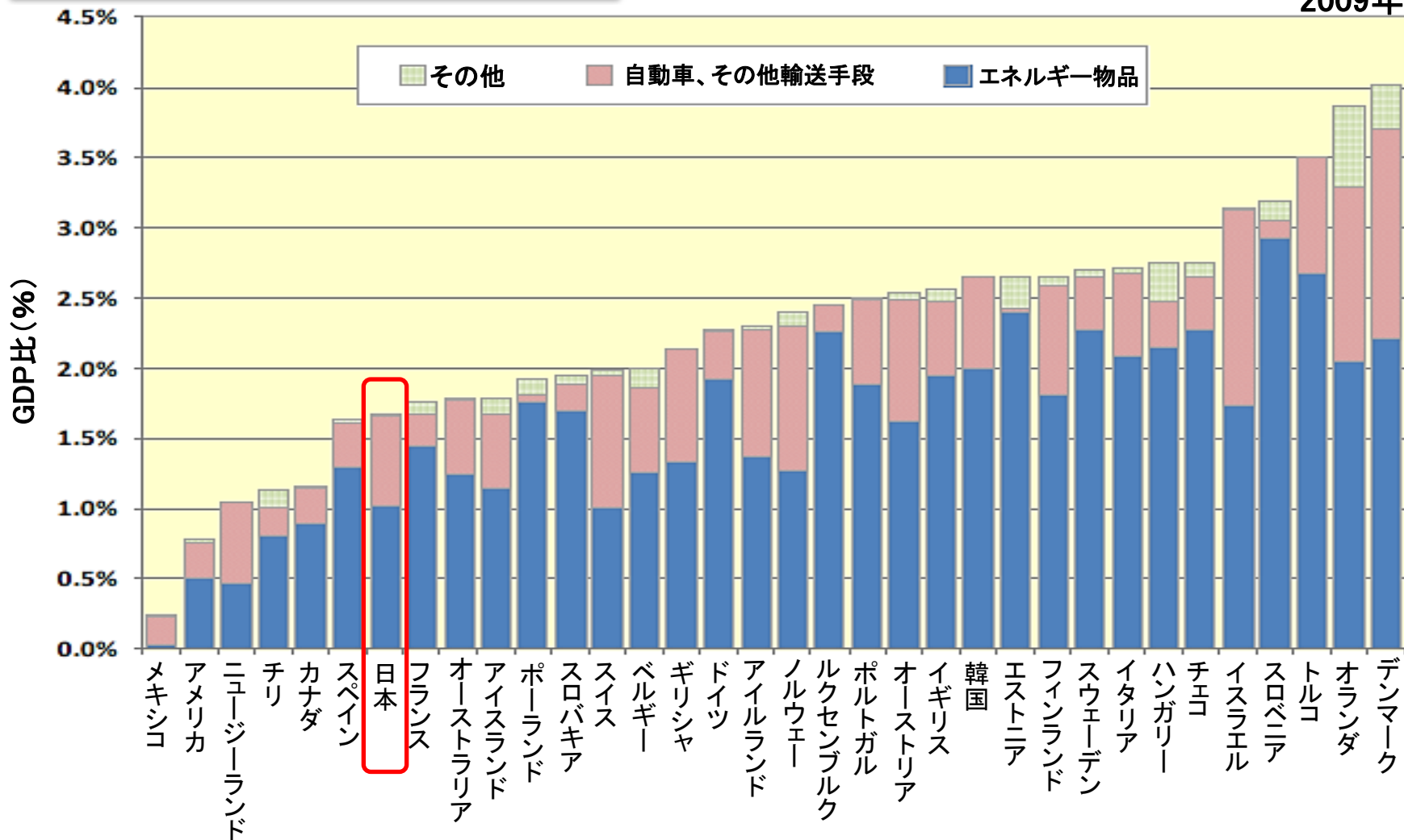
諸外国と我が国における環境関連税制の比較 ②

分野	諸外国の状況		我が国における状況	(参考)ハーマン・デイリー持続可能性原則との関係			
	課税措置の例	(主な)実施国		再生可能資源	再生不能資源	環境容量	
自然共生型社会	自然環境の保全	森林保護税(植林せずに木を伐採する行為への課税)	オーストリア(ウィーン市)	○(森林環境税(例:石川県、高知県)等)	○		
		立木伐採税(立木の伐採行為への課税)	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア州)、米国(カリフォルニア州)	—	○		
		狩猟税(狩猟免許の資格取得行為への課税)	フィンランド、オランダ	○(狩猟税(例:千葉県、北海道)等)			○
		ペット税(飼犬への課税)	ドイツ、オーストリア、フィンランド、オランダ、中国	—			○
		入島税/エコ税(観光地への入場通行に課税)	エクアドル	○(環境協力税(沖縄県)等)			○
安全が確保される社会	公害対策全般	環境保護税(各種汚染物質の排出量に応じて課税)	フランス、オーストラリア、韓国	—		○	
	大気汚染の防止	大気汚染税(窒素酸化物、硫黄酸化物等の排出量に応じて課税)	イタリア、ハンガリー、チェコ、デンマーク、オランダ	—		○	
	水質保全	水質汚染税(農薬、窒素・リン等の排出量に応じて課税)	スウェーデン、ベルギー(フランダース地方)、デンマーク、イタリア、オランダ	—	○	○	
	土壌環境の保全	土壌負荷税(土壌への排水行為に対する課税)	米国(ミネソタ州)、ハンガリー	—		○	
	騒音対策	騒音防止税(鉄道、道路、施設等からの騒音量に応じて課税)	ハンガリー	—		○	
		航空騒音税(航空機からの騒音に応じて課税)	オランダ、フランス、オーストラリア	△(航空機騒音課徴金等)		○	
	化学物質対策	有害化学物質税(塩素系溶剤等への課税)	デンマーク、米国(連邦、アラバマ州等)、カナダ(ケベック州)	—		○	
原子力対策	核燃料税(核燃料の使用等々に応じて課税)	スウェーデン、スペイン(エクストレマドゥーラ州等)、ドイツ、スロバキア	○(核燃料税(例:福井県、福島県)等)		○		
	放射性廃棄物税(放射性廃棄物への課税)	スウェーデン、米国(サウスカリフォルニア州)、フィンランド、チェコ、ブルガリア、スペイン(アンダルシア州)	○(使用済核燃料税(新潟県柏崎市)等)		○		
その他	航空利用税(航空機利用者の出国や搭乗距離等に応じて課税)	オーストリア、英国、オーストラリア、南アフリカ、アイルランド、ドイツ	—		○		
	道路利用税(道路利用距離に応じて課税)	ニュージーランド	○(乗鞍環境保全税(岐阜県)等)		○		
	白熱電球税(白熱電球への課税)	南アフリカ	—		○		

OECD諸国における環境関連税制の税収(対GDP比)

環境関連税制の税収(対GDP比)

2009年



(注1) OECDによる「環境関連税制」(Environmentally Related Taxes)の定義は、以下のとおり。

- ・ 特に環境に関連するとみなされる課税物件に課される一般政府に対するすべての強制的・一方的な支払い
- ・ 税の名称及目的は基準とはならない
- ・ 税の用途が定まっているかは基準とはならない

(注2)「環境関連税制」の課税対象には、上記の「エネルギー物品」、「自動車、その他輸送手段」のほか、「廃棄物管理」、「オゾン層破壊物質」等がある。

(出典) OECD “Taxation, innovation and the Environment” (2011年9月)

2. エネルギー課税関連

諸外国における温暖化対策に関連する主な税制改正の経緯

1980年代からの環境問題に対する関心の高まり、気候変動枠組条約国際交渉(1990年～)など

・1990年	フィンランド	いわゆる炭素税(Additional duty)導入
・1991年	スウェーデン	二酸化炭素税(CO2 tax)導入
	ノルウェー	二酸化炭素税(CO2 tax)導入

1992年 気候変動枠組条約採択【1994年3月発効】、6月 地球サミット(リオデジャネイロ)

・1992年	デンマーク	二酸化炭素税(CO2 tax)導入
	オランダ	一般燃料税(General fuel tax)導入
・1993年	イギリス	炭化水素油税(Hydrocarbon oil duty)の段階的引上げ(~1999年)
・1996年	オランダ	規制エネルギー税(Regulatory energy tax)導入

1997年 京都議定書採択【2005年2月発効】

・1999年	ドイツ	鉱油税(Mineral oil tax)の段階的引上げ(~2003年)、電気税(Electricity tax)導入
	イタリア	鉱油税(Excises on mineral oils)の改正(石炭等を追加)
・2001年	イギリス	気候変動税(Climate change levy)導入
・2001年	ドイツ	再生可能エネルギー法による固定価格買取制度(FIT)開始

<参考>2003年10月「エネルギー製品と電力に対する課税に関する枠組みEC指令」公布【2004年1月発効】

:各国はエネルギー製品及び電力に対して最低税率を上回る税率を設定

・2004年	オランダ	一般燃料税を既存のエネルギー税制に統合(石炭についてのみ燃料税として存続(Tax on coal))。規制エネルギー税をエネルギー税(Energy tax)に改組
・2005年	EU	EU域内排出量取引制度(EU-ETS)開始
・2006年	ドイツ	鉱油税をエネルギー税(Energy tax)に改組(石炭を追加)
・2007年	フランス	石炭税(Coal tax)導入
・2008年	スイス	二酸化炭素税(CO2 levy)導入
・2010年	アイルランド	炭素税(Carbon tax)導入
・2011年	スウェーデン	エネルギー税(Energy Tax)の改正(課税基準を熱量ベースに変更、税率引上げ)
・2012年	オーストラリア	炭素価格付け制度(Carbon Pricing Mechanism)導入

(参考1) 欧州委員会は、2011年4月に、現行のエネルギー税制指令の改定案を公表。加盟国のエネルギー税の最低税率を、CO2排出量に基づく税率として、CO2-1トン当たり€20とすることを提案。

(出典) 各国政府及びOECD資料

日本とEU諸国のエネルギー課税の税率の比較

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス	電気
日本	56.60 (円/ℓ) 揮発油税 : 53.80 石油石炭税 : 2.80 〔うち地球温暖化対策のための税 : 0.76〕	34.90 (円/ℓ) 軽油引取税 : 32.10 石油石炭税 : 2.80 〔うち地球温暖化対策のための税 : 0.76〕	2.80 (円/ℓ) 石油石炭税 : 2.80 〔うち地球温暖化対策のための税 : 0.76〕	1.37 (円/kg) 石油石炭税 : 1.37 〔うち地球温暖化対策のための税 : 0.67〕	1.86 (円/kg) 石油石炭税 : 1.86 〔うち地球温暖化対策のための税 : 0.78〕	0.63 (円/kWh) 電源開発促進税 : 0.375 石油石炭税 : 0.255 〔うち地球温暖化対策のための税 : 0.11〕
イギリス	79.29 (円/ℓ) 炭化水素油税 : 79.29	79.29 (円/ℓ) 炭化水素油税 : 79.29	14.64 (円/ℓ) 炭化水素油税 : 14.64	1.86 (円/kg) 気候変動税 : 1.86	4.40 (円/kg) 気候変動税 : 4.40	0.68 (円/kWh) 気候変動税 : 0.68
ドイツ	72.03 (円/ℓ) エネルギー税 : 72.03	51.77 (円/ℓ) エネルギー税 : 51.77	2.48 (円/ℓ) エネルギー税 : 2.48	0.93 (円/kg) エネルギー税 : 0.93	11.25 (円/kg) エネルギー税 : 11.25	2.26 (円/kWh) 電気税 : 2.26
フランス	66.79 (円/ℓ) 石油産品内国消費税 : 66.79	47.14 (円/ℓ) 石油産品内国消費税 : 47.14	1.83 (円/ℓ) 石油産品内国消費税 : 1.83	0.93 (円/kg) 石炭税 : 0.93	2.43 (円/kg) 天然ガス消費税 : 2.43	— 地方電気税 : 従価税 (注5)
オランダ	82.16 (円/ℓ) 鉱油税 : 82.16	82.16 (円/ℓ) 鉱油税 : 82.16	3.49 (円/ℓ) 鉱油税 : 3.49	1.54 (円/kg) 石炭税 : 1.54	31.52~1.95 (円/kg) エネルギー税 : 31.52~1.95	12.82~0.06 (円/kWh) エネルギー税 : 12.82~0.06
フィンランド	71.57 (円/ℓ) 液体燃料税 エネルギー税 : 55.42 CO2税 : 15.41 戦略備蓄料 : 0.75	51.67 (円/ℓ) 液体燃料税 エネルギー税 : 33.78 CO2税 : 17.50 戦略備蓄料 : 0.39	21.14 (円/ℓ) 液体燃料税 エネルギー税 : 8.35 CO2税 : 12.48 戦略備蓄料 : 0.31	14.60 (円/kg) 電気・特定燃料税 エネルギー税 : 5.18 CO2税 : 9.29 戦略備蓄料 : 0.13	23.45 (円/kg) 電気・特定燃料税 エネルギー税 : 9.10 CO2税 : 14.18 戦略備蓄料 : 0.17	0.77 (円/kWh) 電気・特定燃料税 エネルギー税 : 0.76 CO2税 : — 戦略備蓄料 : 0.01
デンマーク	65.95 (円/ℓ) 鉱油エネルギー税 : 59.52 CO2税 : 6.43	48.90 (円/ℓ) 鉱油エネルギー税 : 42.47 CO2税 : 6.43	45.07 (円/ℓ) 鉱油エネルギー税 : 38.15 CO2税 : 6.92	32.98 (円/kg) 石炭税 : 26.54 CO2税 : 6.45	68.64 (円/kg) 天然ガス税 : 60.23 CO2税 : 8.41	12.12 (円/kWh) 電気税 : 11.16 CO2税 : 0.96
EU最低税率	39.51 (円/ℓ)	36.32 (円/ℓ)	1.49 (円/ℓ)	0.42 (円/kg)	1.10 (円/kg)	0.06 (円/kWh)

(注1) 税率は2013年4月現在(ただし、日本の地球温暖化対策のための税は平年度(平成28年4月以降)の税率である。)
(注2) 使途は基本的に一般財源(ただし、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路・交通関連等の支出に充てることが法令上定められている、等の例外がある。)
(注3) ガソリン及び軽油については無鉛・交通用・重油・石炭・天然ガス及び電気については事業用を前提としている。その他、各種減免措置あり。
(注4) イギリスのガソリンは無鉛、軽油は交通用の税率。また、石炭・天然ガス及び電気に対する気候変動税については事業用のみ課税される。税率は2013年1月又は4月以降に適用される値を採用。
(注5) ドイツのガソリンは無鉛・低硫黄、軽油は交通用の低硫黄・重油・天然ガス及び電気は事業用の税率。
(注6) フランスのガソリンは無鉛の税率。また、石炭税及び天然ガス消費税は事業用のみ課税される。電気に対しては地方電気税があり、課税標準は契約電力によって異なる(税抜電気料金0~80%)。税率は自治体によって異なり、市で最大8%、県で最大4%である。
(注7) オランダのガソリンは無鉛、軽油は有鉛、天然ガス及び電気は事業用の税率。
(注8) フィンランドのガソリンは無鉛、軽油は無硫黄、電気は工業・温室内の税率。CO2税はCO2排出量1トン当たり輸送用燃料(上記表ではガソリン、軽油)は50ユーロ、加熱用燃料(重油、石炭、天然ガス)は30ユーロに設定されており、表中で網掛けをしている。
(注9) デンマークのガソリンは無鉛、軽油は石油製品(CO2税)及び交通用(鉱油エネルギー税)、重油は燃料油、天然ガスは非動力用、電気は非居住用の税率。なお、デンマークのCO2税はCO2排出量1トン当たり150デンマーク・クローネに設定されており、表中では網掛けをしている。
(注9) EUの最低税率はEC指令で定められており、ガソリンは動力用・無鉛、軽油は動力用、重油は加熱・事業用、石炭は加熱・事業用、天然ガスは加熱・事業用、電気は事業用の税率。
(備考1) 各国政府資料の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/l)・0.65(kg/m³)を、石炭・天然ガスについては「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省・環境省令第3号)」による係数25.7(GJ/t)・43.5(MJ/m³)を用いて単位をそろえている。
(備考2) 為替レート: 1ポンド=約130.05円、1ユーロ=約110.05円、1デンマーク・クローネ=約14.17円(2010~2012年の為替レート(TTM)の平均値、三菱東京UFJ銀行)

日本とEU諸国のCO2排出量1トン当たりのエネルギー課税の税率の比較

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス
日本	24,242 (円) 揮発油税 : 23,173 石油石炭税 : 1,069 〔うち地球温暖化対策のための税 : 289〕	13,487 (円) 軽油引取税 : 12,418 石油石炭税 : 1,069 〔うち地球温暖化対策のための税 : 289〕	1,069 (円) 石油石炭税 : 1,069 〔うち地球温暖化対策のための税 : 289〕	589 (円) 石油石炭税 : 589 〔うち地球温暖化対策のための税 : 289〕	688 (円) 石油石炭税 : 688 〔うち地球温暖化対策のための税 : 289〕
イギリス	34,153 (円) 炭化水素油税 : 34,153	30,674 (円) 炭化水素油税 : 30,674	5,404 (円) 炭化水素油税 : 5,404	798 (円) 気候変動税 : 798	1,290 (円) 気候変動税 : 1,290
ドイツ	31,023 (円) エネルギー税 : 31,023	20,026 (円) エネルギー税 : 20,026	914 (円) エネルギー税 : 914	401 (円) エネルギー税 : 401	3,299 (円) エネルギー税 : 3,299
フランス	28,767 (円) 石油産品内国消費税 : 28,767	18,238 (円) 石油産品内国消費税 : 18,238	676 (円) 石油産品内国消費税 : 676	402 (円) 石炭税 : 402	714 (円) 天然ガス消費税 : 714
オランダ	35,386 (円) 鉱油税 : 35,386	31,782 (円) 鉱油税 : 31,782	1,288 (円) 鉱油税 : 1,288	663 (円) 石炭税 : 663	9,242~571 (円) エネルギー税 : 9,242~571
フィンランド	30,829 (円) 液体燃料税 エネルギー税 : 23,871 CO2税 : 6,636 戦略備蓄料 : 322	19,987 (円) 液体燃料税 エネルギー税 : 13,070 CO2税 : 6,769 戦略備蓄料 : 149	7,802 (円) 液体燃料税 エネルギー税 : 3,083 CO2税 : 4,606 戦略備蓄料 : 114	6,274 (円) 電気・特定燃料税 エネルギー税 : 2,227 CO2税 : 3,992 戦略備蓄料 : 56	6,876 (円) 電気・特定燃料税 エネルギー税 : 2,669 CO2税 : 4,156 戦略備蓄料 : 50
デンマーク	28,406 (円) 鉱油エネルギー税 : 25,637 CO2税 : 2,769	18,916 (円) 鉱油エネルギー税 : 16,429 CO2税 : 2,487	16,633 (円) 鉱油エネルギー税 : 14,081 CO2税 : 2,552	14,171 (円) 石炭税 : 11,402 CO2税 : 2,769	20,125 (円) 天然ガス税 : 17,658 CO2税 : 2,466
EU最低税率	17,017 (円)	14,049 (円)	548 (円)	182 (円)	324 (円)

- (注1) 税率は2013年4月現在(ただし、日本の地球温暖化対策のための税は平年度(平成28年4月以降)の税率である。)
- (注2) 使途は基本的に一般財源(ただし、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路・交通関連等の支出に充てることが法令上定められている、等の例外がある。)
- (注3) ガソリン及び軽油については無鉛・交通用、重油、石炭、天然ガス及び電気については事業用を前提としている。その他、各種減免措置あり。
- (注4) イギリスのガソリンは無鉛、軽油は交通用の税率。また、石炭、天然ガス及び電気に対する気候変動税については事業用のみ課税される。税率は2013年1月又は4月以降に適用される値を採用。
- (注5) ドイツのガソリンは無鉛・低硫黄、軽油は交通用の低硫黄、重油、天然ガス及び電気は事業用の税率。
- (注6) フランスのガソリンは無鉛の税率。また、石炭税及び天然ガス消費税は事業用のみ課税される。電気に対しては地方電気税があり、課税標準は契約電力によって異なる(税抜電気料金0~80%)。税率は自治体によって異なり、市で最大8%、県で最大4%である。
- (注7) オランダのガソリンは無鉛、軽油は有鉛、天然ガス及び電気は事業用の税率。
- (注8) フィンランドのガソリンは無鉛、軽油は無硫黄、電気は工業・温室用の税率。CO2税はCO2排出量1トン当たり輸送用燃料(上記表ではガソリン、軽油)は50ユーロ、加熱用燃料(重油、石炭、天然ガス)は30ユーロに設定されており、表中で網掛けをしている。
- (注9) デンマークのガソリンは無鉛、軽油は石油製品(CO2税)及び交通用(鉱油エネルギー税)、重油は燃料油、天然ガスは非動力用、電気は非居住用の税率。なお、デンマークのCO2税はCO2排出量1トン当たり150デンマーク・クローネに設定されており、表中では網掛けをしている。
- (注10) EUの最低税率はEC指令で定められており、ガソリンは動力用・無鉛、軽油は動力用・無鉛、重油は加熱・事業用、石炭は加熱・事業用、天然ガスは加熱・事業用、電気は事業用の税率。
- (備考1) 各国政府資料の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/l)・0.65(kg/m³)、及び環境省・経済産業省「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省・環境省令第3号)」により、ガソリンは「ガソリン」、重油は「A重油」、石炭は「一般炭」、天然ガスは日本については「液化天然ガス」、その他の国については「天然ガス」の係数を用いて換算している。原油・石油製品に対して課税されている場合におけるガソリン、軽油及び重油の税率は、同令による「原油」の係数を用いて換算している。
- (備考2) 為替レート: 1ポンド=約130.05円、1ユーロ=約110.05円、1デンマーク・クローネ=約14.17円(2010~2012年の為替レート(TTM)の平均値、三菱東京UFJ銀行)

3. 車体課税関連

諸外国における自動車関係諸税の主な税制改正の経緯

取得に係る課税			保有に係る課税		
1988年 欧州自動車工業会が欧州委員会と協議し自主規制によるCO2排出削減目標を設定。					
・2002年	イギリス	社有車税(Company Car Tax)の税率をCO ₂ 排出量基準に変更。	・2001年	イギリス	自動車税(Vehicle Excise Duty)の税率をCO ₂ 排出量基準に変更。
・2006年	フランス	自動車登録税へのCO ₂ 追加税(La surtaxe CO2)を導入。CO ₂ 排出量に応じ設定。	・2003年	フィンランド	車両税(Fordonsskattelag)を導入。税率をCO ₂ 排出量、重量を基準に設定。
・2007年	ノルウェー	自動車登録税(Engangsavgift)の税率にCO2排出量基準を追加。	・2005年	ベルギー	連帯貢献金制度(cotisation de solidarité)(社用車のみ)を導入。料金をCO ₂ 排出量に応じ設定。
・2008年	ポルトガル	自動車税(Imposto Sobre Veículos)の税率を排気量とCO ₂ 排出量基準を併用した課税に変更。	・2006年	フランス	社用自動車税(Taxe sur les véhicules des sociétés)の税率をCO ₂ 排出量基準に変更。
	フランス	ボーナス・ペナルティ制度(Bonus Malus écologique)を導入。自動車取得時に、CO ₂ 排出量の大きい車に課金(ペナルティ)、排出量の少ない車に補助金を支給(ボーナス)。		スウェーデン	自動車税(Fordonskatt)を導入。税率を種類、駆動方式、CO ₂ 排出量、重量を基準に設定。
	デンマーク	自動車登録税(Registreringsafgift af motorkøretøjer)を導入。税率は燃費に応じて設定。	・2007年	ルクセンブルク	自動車税(Taxe sur les véhicules routiers)の税率をCO ₂ 排出量基準に変更。
	アイルランド	車両登録税(Cáin Cláraithe Feithiclí)の税率をCO ₂ 排出量基準と排気量基準を併用した課税に変更。		ポルトガル	自動車流通税(Imposto Único de Circulação)を導入。税率を車種、重量、排気量、CO ₂ 排出量を基準に設定。
	オーストラリア	自動車購入税(Green vehicles stamp duty scheme)を導入。CO ₂ 及びNOx排出量に応じて設定。	・2008年	オランダ	年間走行税(Motorrijtuigenbelasting)の税率にCO ₂ 排出量要件を追加。
	スペイン	自動車登録税(Impuesto Especial sobre Determinados Medios de Transporte)の税率をCO ₂ 排出量基準に変更。		アイルランド	自動車税(Mótarcháin)の税率を重量基準、排気量基準、CO ₂ 排出量基準を併用した課税に変更。
2009年 EUにおいて「CO2排出規則」(Regulation (EC) No443/2009 of the European Parliament and of the Council)が成立。					
・2009年	フィンランド	自動車税(Bilskatt)(取得)の税率をCO ₂ 排出量基準に変更。	・2009年	ドイツ	自動車税(Kraftfahrzeugsteuer)の税率をCO ₂ 排出量基準と排気量基準を併用した課税に変更。
・2012年	オランダ	自動車登録税(Belasting Personenauto's Motorrijwielen)の税率をCO ₂ 排出量基準に変更。			

(出典)各国政府及びOECD資料をもとに作成。

(注)このほかイスラエルなどの複数の国において導入事例がある。

CO2排出量を課税標準とした欧州主要国の車体課税について

- ドイツ、フランス、英国等では、車体課税の課税標準にCO2排出量を採用。
- 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車などの次世代自動車の税率は、全額又は一部が免除。

欧州主要国におけるCO2排出量を課税標準とした制度概要

国名	ドイツ	フランス	英国
課税段階	保有	取得	保有
税目/制度名	自動車税	Bonus/Malus制度	自動車税
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> CO2排出量及び排気量を課税標準として課税(2009年～)。 * 2009年以前の登録車は、制度変更後も従前の課税標準(排気量)により課税。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車取得後初めての登録時に、CO2排出量の大きい車に重課(malus)、排出量の少ない車に補助金を支給(bonus)。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務用自動車に対し、CO2排出量を課税標準として課税(2006年～)。 * 2006年以前の登録車は、制度変更後も従前の課税標準(馬力)により課税。
税率	<ul style="list-style-type: none"> 排気量基準(100ccm当り)ガソリン車 244円(2€) ディーゼル車 1,159円(9.5€) CO2排出量基準 110gCO2/km超の車に対し、超過1g当り244円(2€) 	<ul style="list-style-type: none"> 110gCO2/km以下の車の取得:最大85.4万円(7,000€)補助 135gCO2/km以上の車の取得:最大73.2万円(6,000€)重課 	<ul style="list-style-type: none"> 50gCO2/km超の車に対し、排出量に応じて244～3,294円(2～27€)。
次世代車(EV等)の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> EVは重量(200kg当り)に応じて1,373～1,559円(11.25～12.78€)課税。 但し、現在、購入時から5年間免税、5年目以降も、税率の50%軽減。 	<ul style="list-style-type: none"> EV(20gCO2/km以下):最大85.4万円(7,000€)補助(税込価格30%上限) PHV(21～50gCO2/km):61万円(5,000€)補助 HV・CNG(51～110gCO2/km):最大54.9万円(4,500€)補助 	<ul style="list-style-type: none"> EV・CNG(天然ガス車)・E85(エタノール85%車)等は免税。 HV(110g/km以下)は初年度から2年間免税。
			<ul style="list-style-type: none"> CO2排出量を課税標準として課税(2001年～)。 * 2001年以前の登録車は、制度変更後も従前の課税標準(排気量)により課税。 業務用自動車に対し、CO2排出量を課税標準として課税(2002年～)。 * 2002年以前の登録車のうちCO2排出量データのないものは、排気量を課税標準として課税。
			<ul style="list-style-type: none"> 保有 保有
			<ul style="list-style-type: none"> 初年度:131gCO2/km超の車に対し、最大14.6万円(1,030€) 2年目以降:101gCO2/km超の車に対し、最大6.7万円(475€)
			<ul style="list-style-type: none"> 車両価格にCO2排出量に応じた割合(ガソリン車5～35%、ディーゼル車8～35%)、所得税率(20～50%)を乗じる
			<ul style="list-style-type: none"> EVは免税。 HV・PHVの税率を軽減。初年度最大14.5万円(1,020€)、2年目以降は最大6.6万円(465€)。
			<ul style="list-style-type: none"> 2010年より5年間に限りEVは免税(2015年3月まで) 75gCO2/km以下のHV車等の税率は5%。

(注)為替レートは、1€=122円、1£=142円で換算。

(出典) OECD/EEAデータベース、ドイツ連邦政府、2012、17/11183 - Deutscher Bundestag、フランス環境エネルギー管理庁、2012、Calcul de la Taxe sur les Véhicules de Société - TVS、フランス車両登録機関ホームページ(<http://www.carte-grise.org>)、英国歳入税関庁、2012、Booklet 480: Expenses and benefits - a tax guide 等より作成。

EUにおけるCO2排出規則について

- 2009年4月、欧州理事会・欧州議会において「CO2排出規則」(※)が成立。
- 全新車の平均CO2排出量を2015年までに130g/km以下、2020年までに95g/km以下とする目標を設定。2025年以降の目標値についても欧州議会において検討が開始されている。

(※) Regulation (EC) No443/2009 of the European Parliament and of the Council

CO2排出量の目標値

目標値

2015年	全新車の平均CO2排出量を130g/km以下
2020年	同排出量を95g/km以下

排出規則の具体的内容

項目	主な内容
段階的実施の過程	2015年目標については、2012年に65%、2013年に75%、14年に80%の新規販売車が目標を達成していなければならない。
ペナルティ	目標値を超過した場合は、原則新車1台1g超過当たり約1万500円(95€)の課徴金が課される。但し、2018年までは軽減措置有り(注)。
優遇措置	EV等の開発を促すため、低CO2排出車に対する優遇措置を実施。CO2排出量が50g/km以下の乗用車は3.5台(2013年)、2.5台(2014年)、1.5台(2015年)としてカウント。

(注) 2012年～2018年の課徴金: 1g以下約550円(5€)、1g以上2g以下約1650円(15€)、2g以上3g以下約2750円(25€)。

(備考) 為替レートは110.047€/円。

目標達成状況等

■ 目標の達成状況

2015年の目標値は概ね達成される見込み(2012年平均CO2排出量は約130g/km)。但し、2020年目標の達成には、EV等の低排出技術など更なる技術革新が求められている。

(目標達成により期待される効果)

消費者が130g/km以下の低燃費車の購入することにより、年間約3.7万円(340€)の節約(新規乗用車の寿命を13年とすると、合計で32万～42.2万円(2904～3836€)の節約)と試算されている。

■ 2020年以降の目標についての議論

2025年までの削減目標を68-75g/kmにするとの提案が、2013年5月末EU評議会において可決。今後、正式に採用されるかどうかはEU議会に委ねられる。

(商用車に対する規制の動き)

2011年以降、商用車に対するCO2排出規制の議論も始まっている。現在提案されている目標値は以下の通り。

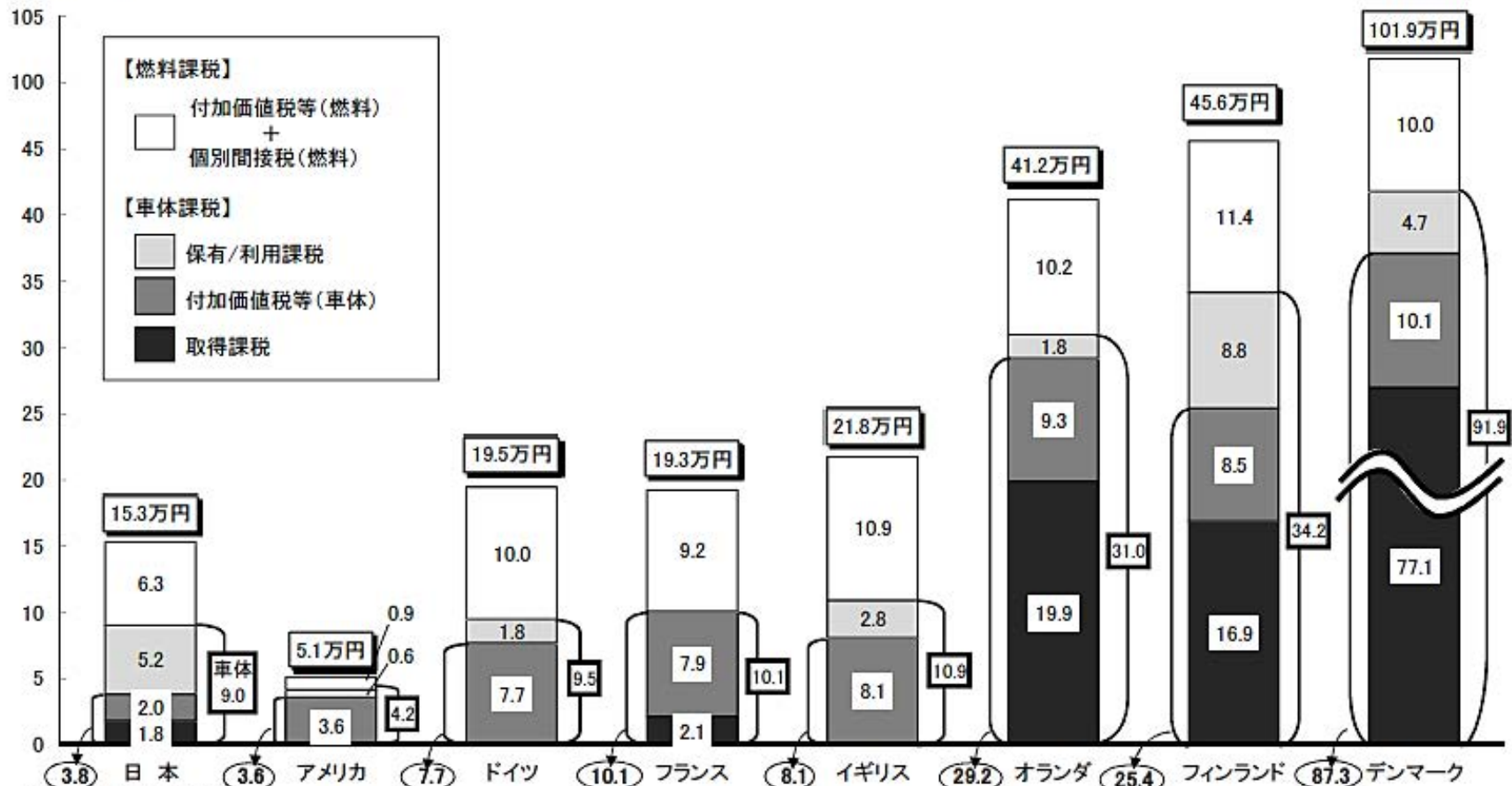
- 2017年までに全新車の平均排出量を175g/km以下に抑制
- 2020年までに同排出量を147g/km以下に抑制
(2010年現在の平均排出量は181.4g/km)

(出典) 欧州委員会・欧州議会(2009) 'REGULATIONS (EC) No 443/2009'、欧州環境局(2013) 'Monitoring of CO2 Emissions from passenger cars - Regulation 443/2009'、欧州議会(2012) 'COMPROMISE AND CONSOLIDATED AMENDMENTS 1-5'、欧州委員会・欧州議会(2011) 'REGULATIONS (EU) No 510/2011'、欧州委員会(2013) 'Evolution of CO2 emissions from new passenger cars by fuel type'、欧州委員会(2012) 'Further CO2 emission reductions from cars and vans: a win-win for the climate, consumers, innovation and jobs'

燃料課税と車体課税の国際比較(年間税負担額)

(2,000CCクラスの自家用車について税別車体価格を同一とした場合の仮定試算)

(単位:万円)



※1 税率は平成24年12月現在。
 車両重量約1.5t、年間ガソリン消費量1,000ℓ、車体価格(税別本体価格)2,430,000円の自家用車を取得した場合の1年あたりの税負担額を算出。ただし、取得時に課税されるものについては、耐用年数(6年)を勘案し、取得時の税額の6分の1を1年分の税負担として計算している。
 燃料価格(消費課税等の税込み)はデンマーク12.26デンマーク・クローネ/ℓ、オランダ1.729ユーロ/ℓ、フィンランド1.611ユーロ/ℓ(European Commission Directorate General Energy and Transport, 2012年12月第4週)、日本147.8円/ℓ、イギリス1.326ポンド/ℓ、フランス1.491ユーロ/ℓ、ドイツ1.586ユーロ/ℓ、アメリカ0.875ドル/ℓ(2012年12月時点IEA調べ)。
 ※2 為替レート:1ドル=84円、1ポンド=135円、1ユーロ=110円、1デンマーク・クローネ=15円(2012年12月の為替レートの平均値、Bloomberg)。なお、端数は四捨五入している。
 ※3 アメリカの小売売上税及び自動車登録税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の税率、フランスの自動車登録税は、パリ地方の税率、オランダの年間走行税は、北ホランド州の税率による。
 ※4 日本については自動車取得税を取得課税として、自動車税及び自動車重量税を保有または利用課税として、それぞれ整理している。
 ※5 上記の他に、保有または利用課税として、フランスにおいては社用自動車税(法人の所有する自動車が課税対象)や車軸税(12以上のトラック等が課税対象)、アメリカにおいては一般道路自動車利用税(約25%超のトレーラー等が課税対象)がある。
 ※6 日本の個別間接税(燃料)については石油石炭税を含む。
 ガソリンに係る日本の石油石炭税の税率は、本則税率2.04円/ℓであるが、地球温暖化対策のための課税の特例により、平成24年10月1日から2.29円/ℓ、平成26年4月1日から2.54円/ℓ、平成28年4月1日以降は2.8円/ℓとなる。

4. その他環境関連税制関連

諸外国における生物多様性保全に関連した税制の状況

- オーストリア(ウィーン市)の森林保護税は、生態系保護や環境保全を目的として、立木の伐採時に課税。さらに、植林が無い場合は罰金が課される。
- 韓国の環境保護税は、直接規制の補完手段として、大気・水等に係る汚染物質の排出許容基準の遵守を図ると同時に、税収を自然環境保全等に活用。

	森林保護税(オーストリア・ウィーン市)	環境保護税(韓国)
導入目的	<ul style="list-style-type: none"> 生態系保護、景観保全を目的。 1974年にウィーン市において森林保護法が制定。1995年施行。 	<ul style="list-style-type: none"> 直接規制(自然環境保全法等)の補完手段として導入。 排出許容基準の遵守、環境関連投資の財源確保が目的。 1991年制定、1993年施行。
課税対象	<ul style="list-style-type: none"> 公有、私有を問わず、立木(円周40cm超)の伐採時に課税。 伐採許可を得るための費用として税金(木の移動、評価書面費、評価調査費、立木管理費)を徴収。 伐採後に植林が行われない場合、罰金が課される。 	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積160m²以上の建物の所有者 軽油自動車の保有者 (但し、外国政府や国際機関が所有する施設物及び自動車、単独住宅・共同住宅等は免税)
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> 徴収主体はウィーン市政府 税率:伐採許可を得るための費用は以下の通り。 <ol style="list-style-type: none"> 木の移動のための連邦料金1,745円(€14.3) 評価書面費429円(€3.9)/1頁 評価調査費840円(€7.63)/30分 立木管理費519~2,399円(€4.72 ~21.8)/1本 ※最大54,382円(€494.17) 植樹しなかった場合の罰金:119,951円(€1,090)/1本 	<ul style="list-style-type: none"> 徴収主体は地方自治体、年2回賦課、延滞料5% 税率 <ul style="list-style-type: none"> 【大気】燃料使用量×基準賦課金額(使用量に応じて引き上げ:10.4~23.2円(13~29ウォン)/l)×排出係数×地方係数 【水】用水使用量×基準賦課金額(使用量に応じて引き上げ:63.2~141円(79~176ウォン)/l)×汚染誘発係数×地方係数 【軽油自動車】基準賦課金額(16,200円(20,250ウォン)/台)×汚染誘発係数×車齢係数×地方係数
税収・使途	<ul style="list-style-type: none"> 約2.6億円(3.2百万US\$・2009年) ※1995年~2009年平均約1.2億円(1.5百万US\$) 	<ul style="list-style-type: none"> 約463億円(561百万US\$・2010年) ※1995年の4倍程度 税収は、「環境改善特別会計」に繰り入れられ、大気・水環境保全、自然環境保全を目的とするプロジェクト等に活用される。

(注)為替レートは、1€=110.047円、1US\$=82.490円、1ウォン=0.8円で換算。

(出典)ウィーン市、Baumentfernung-Antrag、Koen Rademaekers et al., 2011, The role of market-based instruments in achieving a resource efficient economy Under framework contract:

ENV.G.1/FRA/2006/00 Final Report、OECD/EEA database、Ministry of Environment Republic of Korea, 2007, ENVIRONMENT IMPROVEMENT EXPENSES LIABILITY ACT、Ministry of Environment Republic of Korea, 2011, Some Success Stories of Korean Environmental Policies Vol.6 Implementing Environmental Policy Successfully 等より作成。

森林環境保全・生物多様性保全に関連したインセンティブ政策の例

- 諸外国における森林環境保全に関連したインセンティブ政策として、伐採行為に対する課税のほか、伐採に関して手数料等を徴収する制度や、森林所有者に対する所得税の減免措置などがある。

森林保護税等の概要

導入国	・オーストリア(ウィーン市)、カナダ(ブリティッシュ・コロンビア州)、米国(カリフォルニア州)
内容	・森林に対し植林せずに木を伐採する行為への課税や、立木の伐採行為そのものへの課税。
実施例	<p>・ウィーン市では生態系保護、景観保全を目的に1995年に森林保護税を導入。</p> <p>(課税方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有・私有を問わず、立木(円周40cm超)の伐採時に課税。 ・伐採許可を得るための費用として税金(木の移動、評価書面費、評価調査費、立木管理費)を徴収。 <ol style="list-style-type: none"> ①木の移動のための連邦料金1,745円(€14.3) ②評価書面費429円(€3.9)/1頁 ③評価調査費840円(€7.63)/30分 ④立木管理費519～2,399円(€4.72～21.8)/1本 ※最大54,382円(€494.17) ・伐採後に植林が行われない場合、罰金が課される。119,951円(€1,090)/1本 <p>(税収)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約2.6億円(3.2百万US\$・2009年)

(注)為替レートは、1€=110.047円、1US\$=82.490円。

(出典) Baumentfernung-Antrag, Koen Rademaekers et al., 2011, The role of market-based instruments in achieving a resource efficient economy Under framework contract: ENV.G.1/FRA/2006/00 Final Report, OECD/EEA database

伐採課徴金等の概要

導入国	・インドネシア
内容	・国有・私有森林に対し、合法的な伐採に対し認定を与えるとともに、資源保全、緑化などのための手数料等を徴収する制度。
実施例	・インドネシアでは、森林保護・違法伐採撲滅のため、伐採業者は新利用事業許可寄付金(IIUPH)、森林資源手数料(PSDH)、緑化基金(DR)、立木売却基金(DHPT)を支払う。

(出典)「インドネシアにおける合法性証明の実態調査 報告書」社団法人 全国木材組合連合会、違法伐採総合対策推進協議会、2007年

所得税減免等の概要

導入国	・カナダ、オランダ
内容	・森林保有者が当該土地を国へ寄付した場合の所得税控除や、保護対象の森林を含む土地を取得した場合の所得税減免。
実施例	・カナダ(The Ecological Gifts Program)では、生態学的に重要な森林を保有する者の当該土地の国への寄付に対し、譲渡所得に係る所得税を非課税とする優遇措置を実施。これにより、既に265カ所(貨幣価値約39億円(CA\$4,800万))が保護。

(注)為替レートは、1CA\$=81.943円。

(出典) Canadian Wildlife Service, THE CANADIAN ECOLOGICAL GIFTS PROGRAM HandbookA legacy for tomorrow- a tax break today, 2011

柴由花、金融所得課税の現状と動向 -オランダ資本所得の課税ベースを中心として-、税研(152)、2010年

諸外国における容器包装への課税の状況

- デンマーク、ベルギー、アイルランドともに使い捨て袋に課税している。加えて、デンマークでは容器全般、ベルギーは工業用素材用容器、飲料容器、使い捨て食器・ラップ等に課税している。
- EUでは、廃棄物の減量化やリユース利用が優先されていることもあり(EU包装廃棄物指令・1994年)、天然素材やリユース可能な容器の税率が低くなっている。

	デンマーク	ベルギー	アイルランド
導入目的	・容器包装材全般の使用抑制を通じた廃棄物減量化が目的(1999年施行)。	・環境への影響を最小限とするために導入:①環境税のうち、工業用素材用容器、②飲料容器課徴金、③環境課徴金(2007年施行)。	・再利用可能な買い物袋の使用促進と税収確保が目的(2002年施行)。
課税対象	・容器全般(重量ベースの課税と容量ベースの課税の併用)、使い捨て袋 ・製造業者と容器の輸入業者に対して課税	①工業用溶剤・接着剤・インク用容器が対象 ②水・清涼飲料等の飲料容器、製造業者に課税 ③使い捨てビニール袋・使い捨て食器・ラップ・アルミ箔が対象(生分解性プラスチック等は非課税)、容器包装卸売販売業者に課税	・プラスチック製バッグ ・消費者(国民)に対する課税
税率	・重量ベース(素材に応じて区分): 約11円(0.75DKK)/kg(ガラス・陶器)～ 約450円(30DKK)/kg(プラスチック) ・容量ベース(容積と素材に応じて区分): 約2円(0.15DKK)/kg(10cl未満・紙製)～ 約48円(3.2DKK)/kg(1600cl以上・その他) ・使い捨て袋(素材に応じて区分): 約150円(10DKK)/kg(紙製)～ 約330円(22DKK)/kg(プラスチック製)	①環境税(上限は約1,512円(12.4€)/1容器当たり) 溶剤:約76円(0.62€)/5L当たり 接着剤:約76円(0.62€)/10L当たり インク:約76円(0.62€)/2.5L当たり ②飲料容器課徴金 リユース容器:約172円(1.41€)/100L当たり 使い捨て容器:約1,200円(9.86€)/100L当たり ③環境課徴金 使い捨てビニール袋:約366円(3€)/kg 使い捨て食器:約439円(3.6€)/kg ラップ:約322円(2.7€)/kg アルミ箔:約549円(4.5€)/kg	・プラスチック:約27円(0.22€)/袋 ・税は小売業者によって集められ、四半期に一度、歳入庁に送られる。
税収・使途	・約157億円(1,049百万DKK・2010年) ※税収は2000年の約1.3倍。 ・一般財源	③環境課徴金 ・約18億円(15百万€・2010年) ※税収は2008年の約1.1倍(安定的に推移)	・約21億円(17.3百万€・2010年) ※税収は2008年以降減少傾向 ・税収は、環境ファンドに繰り入れられ、環境保全目的に使用

(注) 為替レートは、1€=122円、1DKK=15円で換算で換算。

(出典) OECD/EEAデータベース、PRE WASTE, 2011, "Tax Survey", the Research and Information Department of the Federal Public Service Finance(2012年3月)、Eco-taxation on disposable plastic bags, kitchen utensils, food wrap & aluminium foil (pic-nic tax), Belgium, PRE WASTE, 2011, Levy on plastic bags in Ireland, European Union, Study on the Economic and Environmental Implications of the Use of Environmental Taxes and Charges in the European Union and its Member States (http://ec.europa.eu/environment/enveco/taxation/environmental_taxes.htm)、Jacques Hoffenberg, 2011, Eco-Taxes on packaging in Denmark 等より作成。

諸外国におけるフロン類への課税の状況

- 米国はオゾン層保護対策として、輸入や国内での機器製造、販売に課税。
- オーストラリアはオゾン層保護と地球温暖化対策を目的として、輸入、製造に課税。
- デンマークはフロンを温室効果ガスとしてCO2換算して課税。

	米国	オーストラリア	デンマーク	
導入目的	・オゾン層破壊物質(ODC)の削減が目的。1990年施行。	・オゾン層破壊物質および温室効果ガスの抑制が目的(1989年施行)。	・オゾン層保護を目的としてCFC・ハロンへ課税(1989年施行)。 ・温室効果ガス排出抑制を目的として、HFC・PFC・SF6を課税対象に追加(2001年施行)。	
課税対象	・生産者のODC製造、製造者の機器へのODC使用、輸入業者によるODC販売に対し課税。 ・但し、国内でリサイクルされるODCはすべて非課税。	・オゾン層破壊物質(HCFCs・臭化メチル)および代替フロン(HFC・PFC・SF6)を製造する生産者、または輸入する業者に対し課税。	・温室効果ガス税は、3ガス(HFC・PFC・SF6)に対してGWP比で課税。 ・新規製品、機器への充填、既存機器への補充が対象(輸出用、リサイクル、医療用は対象外)。	
課税額	・課税額=基礎税額×ODCオゾン層破壊係数×ODC重量(lb) ・基礎税額はODC使用年に基づいて決定。 【1995年】約1,070円/kg(5.35\$/lb)、 ※1995年以降、毎年約90円/kg(45¢/lb)増額 【2013年】約2,700円/kg(13.45\$/lb)	・物量t×オゾン破壊係数 ^{※1} ×税率 ・冷媒の税率: 代替フロン:約1.6万円(165豪ドル)/t HCFCs:約28.2万円(3,000豪ドル)/ オゾン破壊物質t ^{※2} ・滅菌剤、燻蒸剤の税率 臭化メチル:約1.3万円(135豪ドル)/t ※1:CFC11=1を基準に同量で何倍のオゾン層破壊効果があるかを示す係数 ※2:Σ(HCFC重量×オゾン破壊係数)	・物量t×GWP [※] ×税率(tCO2当り) ・税率は下記: 【2012-2013年】2,162円(23豪ドル) 【2013-2014年】2,270円(24.15豪ドル) 【2014-2015年】2,388円(25.40豪ドル) ※CO2=1を基準に同量で何倍の温室効果があるかを示す地球温暖化係数	・物量t×税率 ・税率の例は下記: 【HFC-125】約7,875円(525DKK)/kg 【HFC-134】約2,475円(165DKK)/kg 【HFC-134a】約3,225円(215DKK)/kg 【HFC-143】約750円(50DKK)/kg
税収	・約8億円(9百万US\$・2010年) ※1999年の税収は約109億円(120百万US\$)。1996年1月1日に国内生産終了(使用禁止ではない)してから激減。	・約3億円(3.3百万US\$・2007年) ※1998年から11倍に拡大。1998~2007年の税収平均約1.4億円(1.5百万US\$)。	—	・約9.1億円(10百万US\$・2010年) ※税収は1994年の13倍に拡大。1994~2010年の平均約4.8億円(5.3百万US\$)。CFC・ハロンの税収は1996年以降ゼロ。

(注)為替レートは、1€=122円、1\$=91円、1豪ドル=94円、1DKK=15円で換算。lb(1lb=0.454kg)はパウンド(重量)を示す。

(出典) AUSTRALIAN NATIONAL GREENHOUSE ACCOUNTS National Inventory Report 2010、IRS、Ozone Depleting Chemicals (ODC) Excise Tax Audit Techniques Guide、Australia Government Ozone Protection and Synthetic Greenhouse Gas Amendment Regulation、UNEP、2012、Handbook for the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer、UNFCCC Inventory Review Reports 2011、UNFCCC National greenhouse gas inventory data for the period 1990-2010 (2012)、Australia Government Ozone Protection and Synthetic Greenhouse Gas Management Act 1989 等をもとに作成。

諸外国におけるまちづくりに関連した税制の状況

- フランスの交通税は、公共交通を維持・運営するための主要財源として位置づけられている。
- ミネソタ州の汚染税は、土壌汚染のインセンティブとならないよう課税を行うとともに、除去計画の有無等で税率に差異を設けることで汚染者に対し汚染浄化のインセンティブを与えるほか、その税収についても土地の浄化等に活用。

	交通税(フランス)	汚染税(米国・ミネソタ州)
導入目的	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の維持・運営のための主要財源の確保を目的として導入(1970年代～)。 税率の差別化を通じて自治体の広域連合化や観光振興にも寄与。 	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染土地等による資産の市場価値下落分(財産税の減収額)に課税。財産税が土壌汚染のインセンティブとならないための措置。税率の差別化を通じて、汚染者に浄化インセンティブを与えるとともに、税収の一部を汚染浄化の補助金財源に充てることで、汚染浄化にも寄与。(1993年制定、1995年施行)。
課税対象	<ul style="list-style-type: none"> 人口1万人以上の都市圏交通区域(PTU)で従業員9名以上雇用する個人及び法人。 公益財団、非営利団体、社会組織認定団体は減免。また、無料の通勤交通機関を提供する事業者等は税の還付を受けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物、土地、未利用地(原野)等の所有者。 米国環境保護庁が定めたアスベスト除去プログラムを実施している場合等は免税。個人資産には適用されない。
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> 給与総額に課税(外形標準課税)。 税率は地域によって異なる。 【パリ圏】1.4%～2.6% 【地方都市圏】0.55%～2.5% ※人口規模、公共交通専用空間の有無、都市形態、観光特区指定の有無等により異なる。 各PTUの都市圏交通局(AO)が社会保障費の徴収機関(URSSAF)に委託して徴収(徴収額の1%が手数料)。 	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染によって下落した資産の市場価値が1万US\$以上の場合、汚染による市場価値下落分(財産税の減収額)に対して課税。 税率は資産所有者の処置状況と汚染責任に応じて設定。 【除去計画なし】100%(汚染責任あり)、25%(汚染責任なし) 【除去計画あり】50%(汚染責任あり)、12.5%(汚染責任なし) 汚染税の徴収は財産税と同様。
税収・使途	<ul style="list-style-type: none"> 税収は公共交通へのインフラ投資、運営費等に充当。 【パリ圏】約3,634億円(2,979百万€・2009年)※AO全収入の38% 【地方都市圏】約3,802億円(3,116百万€・2010年)※AO全収入の48% 交通税は、公共交通の拡充(LRTの新設等)と利用促進に寄与。 	<ul style="list-style-type: none"> 約2,730万円(0.3百万\$・2011年) 税収の配分は除去計画の有無で異なる。 【除去計画なし】全て地方課税区(カウンティ)に配分 【除去計画あり】5%をカウンティ、95%を州に配分(そのうち95%は州の浄化補助金財源に充当)

(注) 為替レートは、1€=122円、1US\$=91円で換算。

(出典) OECD/EEAデータベース、GART、2012、L'année 2010 des transports urbains、GART、2011、l'année 2009 des transports urbains、川勝健志(2012)「持続可能な都市交通と地方環境税:フランス交通税を事例に」『運輸と経済』72(5)、73-84、Minnesota Department of Revenue、2011、Minnesota Tax Handbook 2010 Edition、横山彰(2010)「税制のグリーン化と固定資産税」『資産評価情報』176、2-7等より作成。